

令和3年度社会福祉法人指導監査における主な指摘事項について（法人関係）

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課指導監査班

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠
①	評議員、理事及び監事の報酬	役員等の費用弁償が改正した役員費用弁償規程ではなく、旧規程に基づいて支払われていた。	改定後の役員費用弁償規程に基づいて支給する。	社会福祉法第45条の35第3項
②	理事会の招集	評議員会で新理事を選任した直後に開催する理事会の招集通知が、旧理事にされていた	選任後の新理事に理事会召集通知を送付する。	社会福祉法第45条の14
③	監事の選任	理事会が監事を選任する議案を評議員会に提出する際に、監事の過半数の同意を得ていなかった。	理事会が監事を選任する議案を評議員会に提出する場合は、必ず監事の過半数の同意を得る。	社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項
④	監事の選任	監事2名全員が理事会を欠席していた。	監事は理事会への出席義務があるので、開催日時の調整を行い監事が理事会に出席できるようにする。	社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第1項
⑤	理事会の運営	決算について、定款の定め（理事会の承認後に評議員会の承認を得る）によらず、評議員会の承認後に理事会の承認を得ていた。	監査を受けた計算書類等は理事会の承認を受けた後、評議員会に提出して承認を受ける。	社会福祉法第45条の28、29及び30
⑥	所轄庁へ届出	基本財産増加に伴う定款変更が評議員会で承認されているが、所有権移転の手続きが済んでおらず、所轄庁に届出なし。	所有権移転の手続きを速やかに完了し、所轄庁に定款変更を届出る。	社会福祉法第45条の36第4項 社会福祉法施行規則第4条
⑦	評議員、理事及び監事の報酬	理事及び監事の報酬等の額について、定款において総額の範囲を評議員会で別に定めることを規定しているが、評議員会の決議で定められていなかった。	理事及び監事の報酬等の額について、定款で「総額の範囲を評議員会において別に定める。」と規定している場合は、評議員会の決議により、理事及び監事それぞれの報酬等の総額の範囲を報酬規程に定める。	社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条 社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第1項
⑧	経理規程	定款変更により公益事業を追加しているが、公益事業実施に伴う経理規程の内容が社会福祉法並びに定款と整合していない。	経理規程を社会福祉法並びに定款の定めに基づいた内容に改正する。	社会福祉法会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について1-(4)
⑨	経理規程	改正社会福祉法の施行に伴う「社会福祉充実計画」の規定がない。	改正社会福祉法に対応した規定改正を行うこと、	社会福祉法会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について1-(4)

番号	項目	問題点(指摘事項)	望ましい対応	根拠
⑩	会計処理	拠点区分間繰越金について、内部取引の相殺消去が行われていない。	事業区分資金収支内訳表、事業区分事業活動内訳表において相殺消去すること。	社会福祉法人会計基準第11条 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い4
⑪	会計処理	勘定科目の大区分で予算流用が行われ、予算の補正が行われていない。	軽微な範囲を超えて予算が不足する場合で、勘定科目の大区分で予算不足が生じるときは、理事会に補正予算を諮り、あらかじめ所要の予算を計上したうえで支出すること。	社会福祉法会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について2-(2) 社会福祉法人モデル経理規程第21条